

せり人登録認定試験実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、せり人の登録認定試験(以下「試験」という。)の資格、判定等について必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第2条 試験を受けようとする者が、次の一に該当するときは、試験を受けることができない。

- (1) 市場取引業務(補助業務を含む。)に3年以上の経験を有しない者
- (2) 年齢が20歳未満の者
- (3) 心身に欠陥のある者

(申請期間)

第3条 登録の申請期間は、毎年2月1日から2月末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、登録の申請期間を変更することができるものとする。

(実施時期)

第4条 試験は、登録申請期間満了後15日以内に実施するものとする。

(受験票の交付)

第5条 市長は、受験資格を有する者に対して受験票を交付するとともに試験の時期及び場所を通知するものとする。

2 受験者は、前項の受験票を試験当日必ず持参しなければならない。

(試験方法)

第6条 試験は、せりを遂行するのに必要な経験又は能力を判定することを目的とし、筆記については択一式、記述式の併用等により、口述については面接またはその他の方法により行うものとする。

(せり人認定)

第7条 試験は、筆記又は口述についてそれぞれ100点満点とし、合格者は、それぞれ60点以上の得点を得たものとする。

(合格者発表)

第 8 条 試験に合格した者は、試験日から起算して 10 日以内に、当該卸売業者に文書にて通知する。

(せり人登録更新)

第 9 条 徳島市中央卸売市場におけるせり人の登録を受けた者の有効期間満了にともなう更新についての試験は、面接またはその他の方法により行うものとする。

(準用規定)

第 10 条 第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、登録更新について準用する。

(定めのない事項の処理)

第 11 条 この要領により難しいときは、市長の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和 47 年 10 月 14 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。